

カタール国旗

1. カタール国旗の意味

カタール外務省の資料によれば、カタール国旗は次の意味を表します。

白色は国際的にも認知されている平和のシンボルであり、えび茶色はカタールが経験してきた幾多の戦争、とりわけ19世紀の後半の戦争の間に流された血を意味します。

白の九稜のギザギザは、1916年にイギリスと保護条約を交わした9番目の湾岸首長国であることを示しています。

※ カタール国旗の色とデザインに関する情報は、1931年の英国外務省資料に記載されている。

またその他の資料では、カタールの国旗について次のように紹介されています。

- 19世紀中頃までは湾岸地域の諸首長国の旗は赤の単色のみであったようですが、その後、貿易や人物の交流が盛んになるにつれて、特に海上において、どれがどの首長国の旗か区別しづらくなるという状況が発生しました。
- はっきりとした資料はありませんが、一般には1868年のカタール・英国間の条約締結の際に、カタール固有の国旗が誕生したと言われています。この際、それまでの赤一色から、現在の白との組み合わせの物になったようです。その当時はどの国旗も手製の物であったことから、色調や大きさの割合はもとより、時にはデザインについても様々なタイプがありました。また白の部分についても、まっすぐだったのかギザギザだったのかも、はっきりしていません。
- 20世紀初頭、赤色の部分が初めは暗赤色に、そして1936年に現行のえび茶色となったようです。ある記録によれば、えび茶色に変更したのは、赤色を使用しているバーレーンの旗と区別するためであったとのこと。また別の説では、掲げられている国旗が太陽の強い日差しで赤茶色に色褪せてしまい、国旗を変更する際に、「色褪せたこの色も悪くはない」ということで現行の色になったということです。
- 1930年代には、白地の部分に、えび茶色の菱形が9個配されたり、えび茶色部分に白抜きで国名等が記載されたりもしましたが、その後取り除かれる等の変遷をたどり、1971年の独立に際し、現行の国旗が採用されました。



2. カタール国旗に関する規定

カタール政府は、2012年12月、カタール国旗について以下のように定めました。

(1) 法律の主な内容

- カタール国旗の呼称を「アル・アドアム (al addam) 旗」とする。
 - ※ 意味はアラビア語で「えび茶色」。この呼称は1851年、モハメド・ビン・サーニーにより最初に使用されたものとされています。
- 国旗の掲揚時及び降納時には、直ちに停止し、気を付けの姿勢をもって国旗に敬意を示すこと。
- カタールの領海内に入る船舶は、カタール国旗を明確に掲げ、敬意を表すること。カタール国旗は、当該船舶がカタール領海を出るまで掲げ続けること。
- 関係当局の許可なしに商標として用いることや広告目的として使うことを禁ずる。
- 何人たりとも国旗を改変したり、国旗に写真や図案等を貼付したりすることは厳に禁ずる。
- 国旗は、適正かつ清潔な状態に保ち、色あせていてはならない。
- 国旗の使用生地の種類に応じて洗濯をし、アイロンをかけておくこと。
- 国歌斉唱時には、起立し、国旗を注視すること。
- 国旗が使用不可能になった場合は、敬意を持って、国旗の痕跡が無くなるよう、焼却し、灰の状態とすること。
- 国旗を洗濯した際には、敬意を持って取り扱い、他の洗濯物等と並べて乾してはならない。
- 国旗を水平に掲げる際には、国旗の白色部分は左側になるように、また垂直に掲げる際には、白色部分は上になるようにしなければならない。
- 国旗は建物において、明確に分かるように掲げなければならない。

(2) 罰則等

- 次の場合は3年以内の禁固刑又は、20万カタール・リアル（約600万円）以内の罰金又は、その双方を課せられる。
 - ア 国旗を破損する等いかなる方法により、公の場で国旗を侮辱した者。
 - イ 国旗に対する礼を欠き、嫌悪や侮蔑の感を抱かせるようなあらゆる行為をした者。
- その他同法の一定の条項について違反した場合等には、6か月以内の禁固刑又は10万カタール・リアル（約300万円）以内の罰金又はその双方に課せられる。

※ 以上、報道等からの抜粋。適宜意訳。